

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響等により、社会環境が大きく変化する中、食関連産業や伝統産業・地場産業事業者が、さらなる販路拡大を図るには、ライフスタイルや消費者ニーズに沿った価値を創出し、その魅力を的確に伝えることが重要です。

本事業は、食品製造業、宿泊・飲食サービス業などの食関連産業や伝統産業・地場産業事業者が、地域や業種を超えて連携し、新たな価値が創出されるよう商品開発及び魅力発信等に「オール三重」で取り組むことで、販路拡大につなげることを目的とします。

2 事業内容

食品製造業、宿泊・飲食サービス業などの食関連産業や伝統産業・地場産業に携わる中小企業者等が、主体的に参加事業者同士で連携し、新たな価値が創出されるよう商品開発や魅力発信等とともに考え、実践する取組を支援するものです。

また、本事業は、『「新たな日常」に対応した伝統産業・食関連産業の魅力発信事業』（注1）と講座や実践取組を連動させながら実施します。

事業参加費は1者1万円です。

商品開発に伴う経費、旅費等は自己負担となります。

（注1）『「新たな日常」に対応した伝統産業・食関連産業の魅力発信事業』：

伝統産業・地場産業事業者や食関連事業者が、オンラインを活用した情報発信等の知識やノウハウを学びながら、自社PR動画を製作する講座を開催し、魅力発信や販路拡大の実践に取り組むことを支援します。

なお、『「新たな日常」に対応した伝統産業・食関連産業の魅力発信事業』は、別途参加事業者を募集します。

（1）講座（ワークショップ）の開催

専門的な知識や実績を有する者をコーディネーターや講師に充て、下記（2）で設定する実践の場に向けて、参加事業者同士が連携し、コラボレーション商品やアレンジレシピ等の開発に取り組むため、講座（ワークショップ）を5回程度開催します。

なお、令和3年6月23日（金）に開催予定の第1回ワークショップについて、『「新たな日常」に対応した伝統産業・食関連産業の魅力発信事業』講座と合同で開催しますので、「オンラインを活用した伝統産業・食関連産業の魅力発信 WEB セミナー」（第1部）に参加いただいた後、ワークショップ（第2部）を開催します。

（2）実践の場の提供

上記（1）で開催した講座（ワークショップ）により開発された商品等を、以下のとおり県内外で販売やPR、魅力発信できる場を提供する予定です。

- ①「衣 GENERAL STORE」（伊勢市外宮参道）での展示販売やオンラインショップでの販売
- ②「じばさんele」（神戸市三宮駅前）でのPOP UP SHOP 開催
- ③参加事業者の商品等を活用した都市圏飲食店での「三重県フェア」開催
- ④雑誌「Pen（国内版）」での開発商品の紹介記事を掲載
- ⑤「Pen ONLINE」、 「Pen International ONLINE」等WEBでの紹介記事を配信

⑥「てまひまオンライン」での販売

⑦「二子玉川 蔦屋家電」でのPOP UP SHOP 開催（令和4年2月頃）

※①～⑥は令和4年1月中旬頃から順次予定

(3) その他

①参加事業者は、『「新たな日常」に対応した伝統産業・食関連産業の魅力発信事業』（当該講座と同日、午前開催）にオブザーバーとして参加し、自社PR動画製作に取り組むことも可能です。

『「新たな日常」に対応した伝統産業・食関連産業の魅力発信事業』の詳細は、参加事業者募集チラシ等をご参照ください。

②上記（1）～（2）は、新型コロナウイルス感染症の状況により、内容が変更される場合があります。

3 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 三重県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等。
- (2) 食品製造業や食品加工業、宿泊・飲食サービス業の事業者。又は伝統工芸品や地場産品、地域資源を活用した商品を生産、製造または販売（内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。）している者。
- (3) 参加事業者同士が主体的に連携・交流し、新たな価値や魅力のある商品づくりに意欲のある者。
- (4) 当該事業で開発に取り組んだアイテムを期間中に商品化し、当該事業にかかる実践の場で販売できる者。
- (5) 三重県内外の事業者と取引（販売実績）のある者。
- (6) 「新たな日常」に対応するため、オンラインを活用した魅力発信等に取り組む意欲のある者。
- (7) 本事業を的確かつ円滑に遂行するための人材を有するとともに、本事業を遂行するための経営基盤を有している者。
- (8) 三重県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がない者。
- (9) 三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条第4号（暴力団）、第5号（暴力団関係者）、第6号（暴力団関係法人等）に基づく定義に該当すると認められない者。

4 応募の手続き

(1) 応募期間

令和3年5月27日（木）から令和3年6月14日（月）まで（17時必着）

(2) 応募書類

①以下の書類を様式に従って作成してください。

書類	郵送	E-mail
01 応募申請書（様式第1号）	1部	電子ファイル
02 申請者に関する書類 ・事業者の概要及び商品・取組がわかる資料 (任意)	1部	電子ファイル

*郵送する書類は、封筒の宛名面には、「オール三重プロジェクト推進事業 応募書類」と記載してください。

*E-mailで送付する書類は、それぞれの電子ファイルに上記のとおりの名前をつけ、ファイル添付してください。添付ファイル名は、「オール三重プロジェクト推進事業 応募書類」としてください。

②提出された応募書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。

③機密保持には十分配慮いたします。ただし、申請書類等受領後、情報等の管理については万全の注意を払いますが、天災その他不慮の事故（破損・紛失・損失）については、責任を負いませんのでご承知おきください。

④採択された場合には、「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となりますのでご了承ください。

⑤応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、採択の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等及びE-mailにより以下に提出してください。

<郵送・宅配便等>

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

<E-mail>syokusan@pref.mie.lg.jp

*応募期間を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達都合で応募期間最終時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付してください。

5 審査・採択について

(1) 審査方法

県や受託事業者（株式会社CCCメディアハウス）等関係者による審査を行い、総合的に評価し参加事業者を決定します。

(2) 審査基準

応募書類に基づき、以下の内容を審査のうえ、総合的な評価を行います。

- ①応募書類に不備がないか。
- ②応募資格を満たしているか。
- ③当該事業で取り組みたい目標や課題が明確か。
- ④参加事業者同士が主体的に連携し、新たな価値や魅力ある商品づくりに積極的な意欲があるか。

⑤販路開拓や魅力発信の取組や今後のビジョン等の内容が明らかであるか。

(3) 参加事業者

15者（1事業者1名）程度です。

(4) 採択結果の決定及び通知について

参加事業者については、6月中旬頃を目途に事務局から連絡します。

なお、不採択となった事業者にも連絡をしますが、審査の経過や採択されなかった理由等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

6 受託事業者

株式会社CCCメディアハウス（東京都品川区上大崎3-1-1）

7 その他

新型コロナウイルス感染症対策のため、事業参加に際し、以下の点についてご協力をお願いします。

(1) オンラインの活用や会場の定期的な換気、密集の回避など同感染症の感染防止対策に徹底して努めますが、万が一、当講座で感染が発生した場合は、保健所等の聞き取りにご協力ください。

(2) 講座当日、発熱や咳等の風邪症状がみられる方は参加できません。

(3) 「マスク着用」ならびに「手指消毒」のうえ参加ください。

(4) スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いします。また、会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は、読み込んでいただくようお願いします。

(5) 当事業は、同感染症の国内における感染状況や国及び県等の指針を踏まえ、中止の判断や事業内容、参加事業者への協力事項について変更する場合がありますので、予めご了承ください。

8 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

TEL：059-224-2458

FAX：059-224-2078

Email：syokusan@pref.mie.lg.jp